

平成19年度農林水産省  
知的財産権の啓発普及体制整備委託事業報告書

## 普及組織における知的財産への取組のあり方

平成20年3月

社団法人 全国農業改良普及支援協会

## まえがき

農業の生産現場では、農業者等の努力により新しい技術や新品種が生み出されてきており、これらの新技術や新品種を知的財産として認識し、権利化の促進や権利侵害の未然防止、知的財産の積極的な活用による産地作りやブランド化の取組等が期待されています。

このため、農林水産省では、平成19年3月に「農林水産省知的財産戦略」を策定し、農林水産分野で取り組むべき施策として、知的財産の創造・活用促進、知的財産の保護強化、知的財産に関する知識の普及・啓発、人材育成等が必要であるとしています。

本協会では、農林水産省から「知的財産権の啓発普及体制整備事業」の委託を受けて、有識者で構成される検討会において、普及組織における知的財産に関する活動のあり方やその支援方策等について検討し、「普及組織における知的財産への取組のあり方」として取りまとめました。本書の作成に当たり、ご尽力いただいた元座長岩元明久氏（現東海農政局長）並びに竹森三治座長をはじめ、検討会委員の各位に厚くお礼申し上げます。

また、併せて、本事業の実施にご指導下さった農林水産省関係者に厚くお礼申し上げます。本書が普及組織における知的財産の取組に活用していただければ幸いです。

平成20年3月

社団法人 全国農業改良普及支援協会  
会長 大森 昭彦

# 目 次

はじめに	1
1 農業現場で扱う知的財産	2
(1) 公的研究機関が育成・開発した知的財産	2
(2) 農業者が育成・開発した知的財産	4
(3) 民間企業が育成・開発した知的財産	5
2 農業現場における知的財産に関する理解の促進	6
(1) 農業現場における知的財産に関する知識の普及・啓発	6
(2) 普及指導員の知的財産活動能力の向上	7
3 農業現場における知的財産の保護・活用	9
(1) 権利化による保護・活用	9
基本的な考え方	
農業現場における知的財産の類型と権利化にあたっての対応の考え方	
ア 新品種	
イ 農業者の技術・ノウハウ	
ウ 地域ブランド	
普及組織による知的財産の権利化の支援方法	
ア 普及組織の対応	
イ 育成者権の取得支援	
ウ 特許権・実用新案権の取得支援	
エ 商標権・地域団体商標の取得支援	
オ 普及指導員が知的財産の創造に関与した場合	
(2) 権利化しない知的財産の保護・活用	19
秘匿する場合	
公知化する場合	
権利化できない技術・ノウハウ等の取扱いについて	
(3) 知的財産の取扱いに関し普及指導員が留意すべき事項	23
4 育成者権を中心とした権利侵害の対応	24
(1) 営農活動中での農業者による権利侵害の未然防止	24
(2) 農業者が持つ権利の侵害が発生した場合の対応	26
5 普及組織の取組推進のための体制整備	27

## はじめに

我が国の農林水産物・食品は、農林水産業・食品産業関係者の努力や技術、伝統文化といった貴重な知的財産により成り立っており、他国に類をみない特質・強さを有している。このような知的財産を適切に保護しながら活用し、国際競争力強化や収益向上につなげることが重要である。

このため、平成19年3月に知的財産に関する総合的な戦略として「農林水産省知的財産戦略」が策定された。

この戦略でも示されているとおり、我が国の農林水産業の競争力強化のためには、農林水産業者や普及指導員を含めた全ての農林水産関係者が、品種や技術・ノウハウ等を知的財産として認識するとともに、農業者個人あるいは地域において戦略的に扱っていくことが不可欠である。また、技術や工夫などの無形の価値を知的財産として認識し、それを適切に取り扱うためには何より知的財産に詳しい人材育成が必要であり、この戦略では、育成者権等の権利取得や侵害対応、地域資源を活かしたブランド化支援のための専門的知識を有し、相談に対応できる農林水産業の普及指導員を3年間で500人程度育成するとされたところである。

以上のように、知的財産に関する知識は、農業生産や産地育成など農業の様々な場面で地域で指導的立場にある普及指導員にとって重要な知識となっており、こうした点を理解したうえで、普及指導活動に取り組むことが必要となっている。

一方、農業現場において品種や技術・ノウハウ等を知的財産として認識し、戦略的に取り扱うこととした場合、知的財産の利用についてそれを創造した者に排他的独占権を与えるという知的財産権の基本的な考え方と、直接農業者に接して、広く技術や知識を地域で共有して全体で発展するように活動を行ってきた普及指導活動との関連が、これまで必ずしも十分に整理されていなかった。このため、知的財産権の取得や知的財産の取扱いにおいて、どのようなことについてどの程度まで普及指導員が関与するのが適当かといった疑問も、現場において発生している。

今回とりまとめた「普及組織における知的財産への取組のあり方」は、普及組織による知的財産の取組に関して、基本的な考え方や留意点等を中心に取りまとめたものである。

もとより、知的財産をどのように取り扱うのかは、知的財産の所有者や取り扱う者が自身の農業経営の観点から決定するものである。本報告書は、このような知的財産に関して普及指導員が適切に取り扱うとともに、農業者に対する普及・啓発及び知的財産の保護・活用に対する支援を適切に行うために、普及指導員の参考とするものである。

## 1 農業現場で扱う知的財産

人間の幅広い知的創造活動の成果について、その創作者に一定期間の権利保護を与えるようにしたのが知的財産権制度であり、知的財産権は、様々な法律で保護されている。

生産現場においては、品種や技術・ノウハウ等が知的財産に該当し、これらは、公的研究機関が育成・開発したもの、農業現場で農業者が育成・開発したもの、民間企業が育成・開発したものの3つに大別される。それぞれの知的財産について、普及組織が関与する場合の基本的な考え方を整理すれば以下のとおりである。

### (1) 公的研究機関が育成・開発した知的財産

公的研究機関により開発された農業現場向けの技術等については、普及組織による普及指導活動を通じて農業者に移転されてきた。

普及組織は、公的研究機関による研究成果については、知的財産権の取扱いに留意しつつ、公的研究機関とこれまで以上の密接な連携を図りながら、実証事業等を通じて、農業現場での普及・実用化を促進することが重要である。

#### <現状と課題>

独立行政法人研究機関や公立試験研究機関の公的研究機関により開発された農業現場向けの技術については、これまで、普及組織による普及指導活動を通じ、基本的に無償で公開され、農業者へ移転されてきた例が多い。また、国費等公的資金の投入により得られた育成者権については、従来から食料の安定供給や農林水産業の持続的発展の観点から重要で公益性の高いものにあつては、利用者の負担軽減と幅広い事業者の利用を最も重視し、比較的低額で許諾されてきた経緯がある。

公的研究機関で開発された品種や技術の普及については、農業改良助長法に基づき定められた「協同農業普及事業の運営に関する指針」においても、普及指導活動の基本的な課題として「農業の担い手に対し、地域の特性に応じて、試験研究機関等で開発された高度な農業の技術及び当該技術に関する知識の普及指導を行なうことを通じて、その技術革新に向けた取組に対する支援に努める」とされ、協同農業普及事業において重要な位置づけにある。

一方で、公的研究機関においては、平成19年3月に農林水産技術会議で策定された「農林水産研究知的財産戦略」において、「農林水産技術会議は、公的研究機関に対し、生産現場向けの技術については、研究機関が有する公益性性格や、一般に生産物からは当該技術の利用が特定し難いという侵害対応の困難性、技術移転手段確保の可否等を勘案し、権利化の適否を検討するよう促す」とされている。

さらに、行財政改革の流れを受け、研究成果の普及の加速化や適切な許諾料収入の確保等が求められてきており、今後、戦略的な品種や技術の普及を行う観点からの積極的な権利化や許諾実施が図られるものと見込まれる。

これらのことを踏まえ、大学も含めた公的研究機関の知的財産の活用を促進することを目的の一つとして、知的財産情報の一元化を図る「農林水産知的財産ネットワーク」の構築が進められている。

< 今後の対応方向 >

こうした状況を踏まえ、普及組織は、公的研究機関による研究成果のうち権利化されたものについては、権利者である公的機関・研究機関とこれまで以上の密接な連携を図りながら、許諾契約を結ぶ等知的財産権の取扱いに留意しつつ、技術移転や種苗配布の対象範囲の明確化、農業者に対する注意喚起を行いながら、実証事業等を活用し、農業現場での普及・実用化を促進することが重要である。

参考ホームページ

農林水産知的財産ネットワークポータルサイト

( <http://www.aff-chizai.net/> )

農林水産研究知的財産戦略

( <http://www.s.affrc.go.jp/docs/intellect.htm> )

農林水産大臣認定 TLO AFFTIS アイピー

・・・農林水産省所管独立行政法人が有する知的財産権の移転を実施

( <http://www.afftis.or.jp/IP/index.html> )

## (2) 農業者が育成・開発した知的財産

農業現場には、農業者の創意や工夫により生み出された、優れた品種や技術・ノウハウが存在しており、地域農業の活性化等を図るためには、これらの創造を支援するとともに、生み出された技術等を知的財産として、適切な保護の下、その活用を図ることが課題となっている。

普及組織には、とりわけ、担い手の技術革新に向けた取組の支援等の観点から、求めに応じて、品種育成、栽培技術の改良・開発等の知的財産の創造や活用の促進に関する取組を適切に支援することが重要である。

### <現状と課題>

これまで、農業現場では、農業者の努力により多くの品種や技術・ノウハウが生み出されてきており、これらは権利化されずに地域社会の中で共有・活用されてきたものが多かったと考えられる。

一方、普及指導員は、これまで農業者自らが行う品種育成や栽培技術の改良・開発等について、技術的助言や調査・試験の実施等を通じて支援を行ってきたところである。

農業現場には、農業者の創意や工夫により生み出された、品質や収量の向上、省力化に資する技術や、環境保全型農業、有機農業に資する技術、さらに農業者が改良・発見した品種等優れた技術等が存在しており、地域農業の活性化、ひいては、我が国農業の国際競争力強化や食料の安定供給を図るためには、これらの創造を支援するとともに、生み出された技術等については適切な保護の下、その活用を図ることが課題となっている。

### <今後の対応方向>

こうした状況を踏まえ、普及組織が、農業技術の発達、農家経営の育成、とりわけ、担い手の技術革新に向けた取組の支援等の観点から、担い手を中心に農業者の求めに応じて品種育成、栽培技術の改良・開発等知的財産の創造に関する取組を支援することが重要となると考えられる。

また、農業現場で生み出された知的財産については、権利化等によるその適切な保護に留意しつつ、活用の促進の取組についても支援することが求められている。

加えて、これら新品種、新技術等の知的財産を核とした産地戦略策定や地域ブランド化の取組の推進も重要と考えられることから、知的財産の所有者である農業者の意向に即し、普及組織が他の農業者、農業団体等と連携した取組を推進していくことが重要である。

なお、担い手の技術革新等をより加速化するためには、既に権利化された知的財産を有効に利活用することが必要であり、知的財産の流通促進のために、普及組織が、情報提供等の役割を担うことも重要である。

### ( 3 ) 民間企業が育成・開発した知的財産

種苗会社、資材メーカー等の民間企業により新たな品種の育成や農機具、肥料、農薬等の生産資材の開発が行われてきており、一部は、普及組織による普及指導活動を通じて農業現場への導入・普及が図られてきた。

普及組織には、民間企業が育成・開発した知的財産のうち担い手の技術の向上に資する品種や資材等について、今後も農業現場で導入・普及に努めることが重要である。

#### < 現状と課題 >

種苗会社、資材メーカー等の民間企業により新たな品種や農機具、肥料、農薬等の生産資材の開発、実用化が行われてきており、生産性の向上等につながるものなど一部のものについては、普及組織による普及指導活動を通じて農業現場への導入・普及が図られてきた。

また、一部の品種や資材については、実証事業等を通じて開発・実用化に關与してきたところである。

#### < 今後の対応 >

普及組織は、民間企業が育成・開発したもののうち担い手の技術の向上に資する品種や資材等について、知的財産権の取扱いに留意しつつ、今後も農業現場で導入・普及が図られるよう、必要に応じて情報提供や実証事業等を行うことが重要である。



## 2 農業現場における知的財産に関する理解の促進

### (1) 農業現場における知的財産に関する知識の普及・啓発

地域の戦略的作物やその栽培技術が海外に流出するなどの問題が発生するとともに、農業現場での意識ギャップにより意図せざる権利侵害が起こりうる状況にもなっている。このような状況に対処するためには、普及指導員を含めた全ての農業関係者が、品種や技術・ノウハウ等を知的財産と認識することが重要であり、農業現場における意識改革が喫緊の課題となっている。

普及組織が、生産者等に対する知的財産に関する知識の普及・啓発に取り組むことが重要である。

#### <現状と課題>

情報化・国際化の進展により、地域の戦略的作物やその栽培技術が海外に流出し、国内農業への影響が懸念される例がみられる。また、農業への企業参入を契機に栽培技術等の特許化や秘匿化の進展が見込まれる中で、農業現場での意識ギャップにより意図せざる権利の侵害が起こりうる状況にもある。さらに、種苗法に関する理解の不足等による登録品種の無断利用の発生・拡大も懸念される。

一方で、農業者個人あるいは地域において技術やノウハウを戦略的に扱っていくことも、我が国農業の競争力強化においては重要である。

こうした状況に的確に対処していくためには、普及指導員を含めた全ての農業関係者が、品種や技術・ノウハウ等を知的財産と認識して適切に保護しつつ活用することが重要であり、農業現場における意識改革が喫緊の課題となっている。

#### <今後の対応方向>

こうした状況を踏まえ、普及組織は、市町村、JA等の関係機関とも適切に連携して、生産者等に対する知的財産に関する知識の普及・啓発に取り組むことが重要である。

普及指導員が農業現場で知的財産に関する知識の普及・啓発を行なう際には、農業現場における栽培方法等の技術・ノウハウに係る取扱いについて基礎的な考え方をまとめた「農業の現場における知的財産取扱指針」(平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム)や農業者向けのパンフレット「初めまして、農林水産関連の知的財産です(農林水産分野の知的財産テキスト(入門編))」(社団法人農林水産先端技術産業振興センター)が作成されているので、これらを活用し、普及・啓発に努めることも効果的である。

また、農業者に対する知的財産に関する知識の普及・啓発を効果的に実施するためには、農産物のブランド化や、知的財産を活用した取組事例を参考にするなど、農業者の関心度に応じた対応を行う必要がある。

#### 参考ホームページ

##### ブランド化の事例

(<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/index.html>)

##### 普及組織による知的財産の活用事例

(<https://www.ek-system.ne.jp/>)

## (2) 普及指導員の知的財産活動能力の向上

農業現場においては、育成者権等の権利取得や侵害対応、地域資源を活かしたブランド化支援のために、育成者権及び商標権に関し、専門的な知識を有し、相談に対応できる普及指導員の育成が求められている。

また、普及指導員が、知的財産に関して農業者等からの相談に適切に対処していくためには、育成者権、商標権のほか、特許権、実用新案権等についても制度や手続きの考え方や概要等について基本的な知識を持っていることが望ましい。

普及組織においては、すべての普及指導員が基礎的な知識を習得し、知的財産マインドを向上させるとともに、農業現場の知的財産対策において中心的な役割を担う普及指導員を育成することが重要である。

### <現状と課題>

普及組織が、知的財産の創造や活用の取組の支援や、農業現場での知識の普及・啓発等の取組を行っていくためには、農業分野の技術や種苗などに知見を持ちながら、知的財産としての扱いにも詳しい人材を育成していくことが課題となっている。

この際、農業分野に特有の育成者権の権利取得や権利侵害に対応するための専門的な知識に加え、産地育成など普及組織の活動に関連する地域資源を活かしたブランド化支援のための商標権等に関する専門的知識を有し、相談に対応できる普及指導員の育成が求められる。

また、特許権・実用新案権等に関しては、弁理士・弁護士に相談したり、権利取得の手続きを委任することが通常であるが、農業現場で開発された技術などについて権利を取得することの適否、権利侵害対応方法等について農業者等からの相談があった際に、専門家の紹介などを含めて適切に対処していくためには、特許権・実用新案権等の制度や手続きの考え方や簡単な概要についても基本的な知識を持っていることが望ましい。

#### 特許権・実用新案権に関する基本的な知識の例

(「農業の現場における知的財産取扱指針」から引用)

特許権・実用新案権を取得するには、新たに開発された技術が法律に定められた要件を満たしている必要がある。農業分野で特許の保護の対象となるのは、植物の育種、交配、栽培等の方法、新種の微生物やその利用方法、農業機械や農具、肥料、農薬などがある。また、食品の調理方法・装置、保存方法なども保護の対象となる。

特許権・実用新案権を取得・維持していくためには、国に納付する手数料が必要となる。また、手続きを弁理士に委任する場合には、その費用も発生する。

特許権は、出願、公開、審査、査定、登録といった手続きを経て、取得することができる。出願から登録の間に、技術の再評価を行い、特許を取得しないことも選択することができる。

実用新案権は、出願時に出願手数料と登録料を支払い、形式審査をパスすれば取得することができる。ただし、権利侵害に対して警告を行う等権利を主張する場合には、特許庁から実用新案技術評価書を取得することが必要となる。

< 今後の対応方向 >

普及組織が知的財産についての的確に対応するためには、まず、すべての普及指導員が基礎的な知識を習得し、知的財産マインドを向上させることが重要であるので農林水産省の研修や、特許庁、発明協会等のセミナー等様々な機会をとらえて知識の習得に努めることが重要である。

また、農業現場において知的財産についての的確な対応を行うためには、農業現場の知的財産対策において中心的な役割を担う普及指導員を育成することも重要であると考えられる。このような普及指導員の育成のため、農林水産省では、育成者権の権利取得や侵害対応等を中心とした知的財産の専門研修、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構では、育種技術に関する講習等を実施しているので、これらの活用により人材育成に努めることが重要である。

さらに、農業現場での知的財産の創造等を支援していくためには、知的財産に関する知識の普及・啓発や農業者からの相談に組織として対応できる体制が必要であり、都道府県の実情に即し、研修等で育成した人材を適所に配置するとともに、関係機関との連携体制を充実させていくことが重要である。

### 3 農業現場における知的財産の保護・活用

#### (1) 権利化による保護・活用

##### 基本的な考え方

品種や技術・ノウハウ等を戦略的に取り扱っていくことが、地域農業の競争力強化に不可欠であるので、普及組織は、求めに応じて地域内で開発された品種や技術・ノウハウ等の知的財産の権利化を支援するとともに、必要に応じ、コーディネート機能を発揮し、競争力強化や地域農業振興に活かす協力体制を構築することも重要である。

農業現場では、日々の工夫の中で、新しい品種や技術・ノウハウが開発されている。このような技術等の開発（知的財産の創造）は、農業の抱える課題の解決や今後の発展を支えるものである。農業に関わる行政は、農業現場において知的財産の創造が活発に行われるよう、環境の整備をしていく必要がある。

農業現場で開発された品種や技術等については、開発者の不利益にならないように、また、地域において戦略的に活用する場合等には地域等の不利益にならないように適切に取り扱うことが求められている。

具体的には、置かれた状況や必要に応じ、育成者権や特許権等を取得したり、その権利により活用の仕方や範囲を決めたり、取扱い方法の取り決めや管理体制を作ったり、技術等を開発者や地域の財産として、経済的な価値につなげていくことが求められている。

これまで、農業現場では、新しい技術は地域で共有し、地域全体の生産力の向上を図ってきた。しかし、国際競争がこれまでになく激しくなり、情報が瞬時に世界中を駆けめぐるようになり、知的財産に関する保護の制度も時代に合わせて変化してきている中で、知的財産の権利化について検討し、活用する方法を考えなければ、その地域の農業の競争力、国全体の農業の競争力の低下を招きかねない。

権利化によって、開発者の利益を確保することは新しい知的財産の創造を促進することになり、それが農業全体の技術向上・競争力強化につながる面があるとともに、権利の使い方によって、短期的にも地域の農業全体を守ることや、競争力を強化することに資することも可能である。

したがって、普及組織においては、個別農家の権利化支援等についても、必要な対応をするとともに、権利やその他の知的財産を地域で活用するにあたってのコーディネート機能を果たすことが期待される。

農業現場における知的財産の類型と権利化にあたっての対応の考え方

それぞれの権利を取得するか否かについての判断は、その技術等を有する農業者等が判断すべきものであるが、権利化にあたっての考え方や留意点をまとめると以下の通りである。

## ア 新品種

育成した品種が、品種登録の要件（区別性、均一性、安定性、品種名称の適正性、未譲渡性のそれぞれの性質）を満たし、新品種を他と差別化して販売を行なっていく場合又はその新品種の利用を他者に許諾して一定の実施料収入が見込まれる場合には、一般的には、権利化することが望ましい。

権利化にあたっては、権利の取得、維持に係る経費と種苗の販売等による収入や権利侵害対応を踏まえた検討が必要である。

### < 権利化にあたっての考え方 >

収量、品質、耐病性等に優れた品種などの優良な品種の育成は、農業生産の基礎である。

植物新品種の育成者の権利については、種苗法に基づき、区別性、均一性、安定性、品種名称の適正性、未譲渡性という品種登録の要件を満たした品種を農林水産大臣に出願し、登録されれば、「育成者権」が付与される。

育成した品種が、品種登録の要件を満たし、新品種を他と差別化して販売を行なっていく場合又はその新品種の利用を他者に許諾して一定の利用料収入が見込まれる場合には、一般的には、権利化することが望ましい。

権利化にあたっては、権利の取得、維持に係る経費と種苗の販売等による収入や権利侵害対応を踏まえた検討が必要である。

### < 留意事項 >

育成者権の取得に際しては、以下の点に留意が必要である。

品種の中でも栄養繁殖作物や自殖性作物は育成された品種を第三者が容易に増殖することができる場合が多いことから積極的に権利化することが必要であるが、F<sub>1</sub>品種の場合は、親株を公表しないことで第三者が容易に増殖できないことから、こうした違いを理解して権利化の適否を検討する必要がある。

育成者権については、未譲渡性（日本国内において出願日から1年遡った日より前に出願品種の種苗や収穫物を譲渡してはならないこと）が登録要件の一つとされているので、これを満たしていない場合は、出願が拒絶されることとなる。このため、農業現場において枝変わり等で優良なものを発見しそのまま販売した場合や、流通業者や消費者等の評価を把握するために試験販売を行なう場合には、最初の譲渡から1年以内に出願するかどうかを決めることが必要である。

登録品種の「枝変わり」については、従属品種となることがある。枝変わりを新品種開発のために利用することは権利侵害とはならないが、元の登録品種が登録されている間は、従属品種の種苗の生産、譲渡等の利用にあたっては元の登録品種の育成者権者の許諾を受ける必要があるため、権利侵害を起こすことにならないよう生産者への周知が必要である。

従属品種とは

従属品種は、ある登録品種を親品種として、当該登録品種に主として由来し、そのわずかな特性のみを変化させて育成された品種である。

例えば、ある登録品種の耐病性のみを高めた品種等がこれに該当する。

従属品種は、ある登録品種に主として由来する品種であることが必要であるため、両親から由来する通常の交雑からは生じず、従属品種が育成されうる育種方法は、変異体の選抜、戻し交雑、遺伝子組換え、細胞融合（非対称融合に限る）に限られる。

従属品種は、もとの登録品種とは特性によって明確に区別できるものなので、未譲渡性等の要件を満たせば、従属品種の育成者は元の登録品種とは別に品種登録を受けて権利を取得することは可能である。ただし、元の登録品種が登録されている間は、従属品種の種苗の生産、譲渡等の利用にあたっては、元の登録品種の育成者権者の許諾を受ける必要がある。（農林水産省「品種登録ホームページ」良くある質問を参照）

## イ 農業者の技術・ノウハウ

特許権、実用新案権の取得については、一般的には、特許権の対象となる発明（実用新案権の場合は考案）の要件を満たし、その技術による有利な販売や一定の実施料収入が見込まれるという条件のほか、権利侵害への対応が可能であることも重要なポイントとなる。

特許権等を取得することにより、技術を独占的に使うことができる等のメリットがある一方で、技術が公開されること、権利の取得・維持には費用が必要であることを考慮する必要がある。

### < 権利化にあたっての考え方 >

技術・ノウハウは、特許権や実用新案権を取得することにより、独占的に利用することができる。

特許権、実用新案権の取得については、一般的には、特許権の対象となる発明（実用新案権の場合は考案）の要件を満たし、その技術による有利な販売や一定の実施料収入が見込まれるという条件のほか、権利侵害への対応が可能であることも重要なポイントとなる。

特許権等を取得することにより、技術を独占的に使うことができる等のメリットがある一方で、技術が公開されること、権利の取得・維持には費用が必要であることを考慮する必要がある。

### < 留意事項 >

特許権、実用新案権の取得に際しては、以下の点に留意が必要である。

特許出願前に人数の多少に関わらず第三者に内容(アイデアを含む)が知られた場合は、新規性を失い特許を受けることができなくなることから、出願前の情報は厳秘とする必要がある。

技術・ノウハウが特別な機械や道具を必要とするもの、当該技術や情報が使用されていることが生産物で確認できるもの、あるいは、栽培の現場を見れば権利侵害が確認できるような特徴的なものでなければ、模倣を発見し、権利侵害対策を講ずることが困難であるので、その場合には「秘匿」又は「公知化」といった方法（P 19～P 21を参照）を検討する必要がある。

特許権の場合は、特許出願すると、その情報は1年6ヵ月後には、公開特許公報に掲載され、インターネットを通じて閲覧可能となるため、国内のみならず海外からも、誰でもその内容を知ることが可能となり、特許技術を模倣される危険性があるので留意が必要である。

また、実用新案権についても、設定登録から1ヶ月程度で実用新案公開公報がインターネット上で閲覧可能となる。

農産物の品質改良技術等個々の農業者が単独で取り組むだけでは付加価値に結びつかず、地域全体で産地化に取り組むことにより経済的な価値を向上させることができる場合がある。こうした場合には、技術・ノウハウを生産グループ等で使用することが現実的と考えられるので、技術の使用範囲について、よく検討する必要がある。

## ウ 地域ブランド

地域独自の資源として農産物や食品を発掘・開発し、商品化、ブランド化して販売していくことは、地域の産業戦略として重要である。

地域ブランドづくりにあたっては、模倣を排除するために、商標権や地域団体商標を活用することが有効である。

### < 権利化にあたっての考え方 >

地域独自の資源として農産物や食品を発掘・開発し、商品化、ブランド化して販売していくことは、地域の産業戦略として重要である。

ブランド化にあたり、模倣を排除するために、ブランド名を商標登録することは有効である。ただし、新たなブランド名を付ける場合には、既に登録されている商標と同一でないなど権利を侵害していないことを確認する必要がある。

特に、地域ブランド化に取り組むにあたっては、地域団体商標を取得することが、その地域ブランドを守り、管理する手段として有効である。しかし、地域団体商標は、一定程度の周知性を獲得してからではないと取得できない。このため、地域ブランド化の取組過程で保護するためには、事前に、ブランド名やパッケージの図柄等について名称と図形を組み合わせた商標権を取得しておくことも検討する必要がある。

### 地域団体商標制度とは

地域団体商標は地域の名称と商品（役務）の名称の組合せによる商標について、一定の範囲で周知となった等の要件を満たした場合に、事業協同組合や農業協同組合等の団体に対して、当該商標の独占的な使用を認める制度である。

平成18年4月1日から地域団体商標制度が施行され、出願受付が始まった。平成19年12月4日までの出願件数は758件で、このうち農林水産一次産品が364件、加工食品が162件、12月11日までの登録査定は331件で、このうち農林水産一次産品が129件、加工食品が50件と、農林水産物・食品の割合が大きくなっている。

### < 留意事項 >

地域団体商標の取得に際しては、以下の点に留意が必要である。

地域ブランド化は、農産物の生産だけでなく、消費者に届くまでの加工、流通、マーケティングの各段階で関係者が連携・協働し、継続的な取組を通じて消費者の信頼を勝ち得て始めて成立するものであり、地域団体商標を取得することと、地域ブランドを確立することは同じではないことを十分理解することが必要である。

ブランドを確立するためには、消費者へ訴求するための仕掛け等を工夫したりする能力が必要となることに加え、商標権や地域団体商標を取得した後は、その使用の管理を行うとともに、違反を発見した場合に警告を発したり、場合によっては法的措置を検討したりすることも必要となる。



## 普及組織による知的財産の権利化の支援方法 ア 普及組織の対応

普及組織が知的財産の創造・権利化に対し支援する場合には、開発する農業者等の意向を確認のうえ、支援内容を判断して、適切な対応に努めることが必要である。農業者の知的財産の権利化の支援にあたっては、これが地域全体で利用される場合も、また、地域では利用されない場合であっても、権利化することにより当該農業者の意欲向上や経営発展等を促し、地域農業が活性化すると考えられることから、適切な支援を行うことが重要と考えられる。

### < 基本的な考え方 >

農林水産省普及・女性課が平成18年10月に実施した調査によると、28都府県で普及指導員による知的財産の権利化支援の取組が実施されている。具体的には、地域の実情等に即して、新品種の育成支援や品種登録・商標登録等の申請支援、栽培技術及び機械等の改良・開発に対する支援、これら技術等の地域への普及推進等の取組を実施している。

農業者の知的財産の権利化支援については、これが地域全体で利用される場合も、また、地域では利用されない場合であっても、権利化することにより当該農業者の意欲向上や経営発展等を促し、地域農業が活性化すると考えられることから、適切な支援を行なうことが重要と考えられる。

### < 具体的な支援方法 >

普及組織による農業者に対する知的財産の創造・権利化の支援としては、以下のような対応が考えられ、技術の内容や支援対象の農業者の意向を確認の上、どのような支援を行うことが適切かを判断し、これに応じた支援に努めることが必要である。

- 1) 特許権、育成者権、商標権等の各種知的財産関連制度の紹介
- 2) 農業者が開発した品種や技術・ノウハウについて、地域農業において価値あるものとして選定する等農業現場における知的財産の発掘
- 3) 農業者の技術的な相談への対応
- 4) 技術内容を明らかにするために必要な試験実施等への助言
- 5) 技術内容等を明らかにする「文書化」の支援
- 6) 品種や技術・ノウハウとして確立するために必要な課題解決方法等に関する助言や試験研究機関の研究者等専門家の紹介等
- 7) 品種や技術・ノウハウとして確立するために必要な技術の改良・開発のための調査研究、技術実証試験、共同研究等の実施
- 8) 権利化すべきか否かについての相談への対応や申請手続きに関する助言
- 9) 弁理士等知的財産権について相談する専門家の紹介
- 10) 権利化した知的財産の活用方策に関する助言

## イ 育成者権の取得支援

農業者等が新品種を育成した場合には、農業者等の判断を促した上で、求めに応じて、可能な限り育成者権の取得が進むよう支援することが重要である。

具体的には、品種登録出願の概要の説明、登録出願手続き等についての助言、必要に応じ特性調査の実施等の支援を行うことが考えられる。

### < 基本的な考え方 >

農業者等が農業現場で枝変わりを発見する場合を含め新品種を育成し、育成者権の要件を満たすと考えられる場合には、当該品種の特性を他品種と比較し、一定の利益が見込まれるか否かなどについて農業者等の判断を促した上で、普及指導員は、求めに応じて、可能な限り育成者権の取得が進むよう支援することが重要である。

### < 具体的な支援方法 >

普及指導員は、品種登録出願の概要やメリット・デメリットについて説明を行った上で、登録出願手続き等についての的確な助言に努めることが必要である。

また、必要に応じ、試験研究機関との連携の下で、育成者権の取得に必要な新品種の特性調査の実施等の支援を行うことが考えられる。

### < 留意点 >

育成者権の取得を支援する際には、以下の点に留意が必要である。

品種については育成経過等、出願書類に記載すべき情報について、確実に記録しておくことが重要であるので、この点を留意のうえ、支援を行う必要がある。

権利化された新品種については、産地化の観点から、地域で栽培を拡大するかどうかについて、育成者権者に持ちかけることも検討する。

育成者権の審査は、平均2.9年（平成18年度実績）程度かかるため、商標で同じ名称を第三者が申請した場合、先に名称を取得されてしまい、品種名称の変更を求められることがある。これを防止するための手法の一つとして、品種登録出願と同時に商標でも申請を行い、品種登録を受ける直前に商標権を放棄するという方法もあるので十分検討する必要がある。

## ウ 特許権・実用新案権の取得支援

農業者等が技術・ノウハウを発明した場合には、普及指導員は、農業者等の判断を促した上で、求めに応じて、特許権等の取得が進むよう支援することが重要である。

具体的には、特許出願のメリット・デメリットについて説明を行った上で、出願手続き等についての的確な助言に努める必要がある。

また、技術・ノウハウを知的財産として戦略的に取り扱い、活用を促進するため、普及指導員は農業者に対し、技術等の「文書化」を支援することが重要である。

### < 基本的な考え方 >

農業者等が技術、ノウハウを発明した場合には、普及指導員は、農業者等の判断を促した上で、求めに応じて、特許権等の取得が進むよう支援することが重要である。

### < 具体的な支援方法 >

具体的には、特許出願のメリット・デメリットについて説明を行った上で、出願手続き等について適格な助言に努めることが必要である。

また、技術・ノウハウを知的財産として戦略的に取り扱っていくためには、権利化するにせよ、秘匿するにせよ、技術等の内容を客観的に示し、技術等の有効性や経済的価値を他者に示す必要がある。特許の申請などの具体的な手続きにあたっては、弁理士など専門家の指導の下に行う必要があるが、まずは技術等の内容を明らかにする「文書化」をすることが必要である。農業者等が「文書化」を単独で行うことが困難な場合も多いと想定されるため、普及指導員がこれを支援することが重要である。

#### 文書化にあたって整理するポイント

(「農業の現場における知的財産取扱指針」から引用)

技術等が解決しようとする課題は何か

技術等の原理、基本的な仕組み(装置図等の図面)

技術等の具体的方法、手順(必要な資材や機械)

機械等の効果を裏付けるデータ

### < 留意点 >

特許権・実用新案権の取得を支援する際には、以下の点に留意が必要である。

他者に技術等の有効性を認識させるためには、技術等の効果を裏付けるデータを収集しておくことが極めて重要である。

特許については実施例等、出願書類に記載すべき情報について、確実に記録しておくことが重要である。

## エ 商標権・地域団体商標の取得支援

商標に関する基礎的な知識は、地域ブランドの育成など地域独自の資源としての農産物や食品などの販売戦略を立てる際に役立つと考えられることから、普及指導員においても、これらに関する知識を修得し、制度や手続き等についての助言、必要に応じて専門家の紹介等の支援を行うことが期待される。

普及組織では、地域ブランドと成り得る農産物の生産を支える技術面での指導やコーディネート機能の発揮による地域ブランドの育成・活用の取組に対して支援をすることが重要である。

### < 基本的な考え方 >

商標権は、商標を保護することにより、業務上の信用の維持を図るとともに、消費者の利益を保護するものである。このため、商品を他と区別して、独自の文字、図形、記号等によるブランド名を付して販売しようとする場合には、商標権を取得しておくことが有効である。

また、地域の名称と商品の名称との組み合わせによる商標については、地域ブランドとして一定の周知性を獲得すれば、その名称の保護や管理に効果的であることから、地域団体商標の取得を目指すことが重要である。

普及組織においても、産地育成や地域ブランドづくりの支援と併せて、商標権や地域団体商標の取得を推奨することが考えられる。

### < 具体的な支援方法 >

農産物の販売や地域ブランド化にあたっては、他者の模倣を防ぐ観点から、商標制度を活用することが有効である。普及指導員においても、基礎的な知識を有し、制度や手続き等に関する助言をしたり、実際の取得にあたって資料の収集、弁理士等専門家の紹介などの支援を行うことが必要である。

なお、地域ブランドは、地域がまとまって、地域の独自性を活かした特徴ある産品を生産し、効果的に販売していく取組を継続的に実施し、消費者の信頼を勝ち得て初めて成立するものである。普及組織には、産地の関係者に主体的な取組を促したり、品質等において特徴のある農産物を安定的に生産できる体制を整えるための技術支援・指導を行うことが期待される。さらに、コーディネート機能を発揮し、地域ブランドの育成・活用等の取組に対する支援も重要である。

### < 留意点 >

地域ブランド化の取組は、商標権や地域団体商標を取得することだけではなく、ブランドコンセプトの設定、特徴ある農産物等の生産体制の整備、品質や名称の管理、マーケティングなども含めて実施していく必要がある。

地域ブランド化は、産地の主体的な取組を基本としつつ、関連する制度や事業等の活用により、支援を効果的に進めることが必要である。

## オ 普及指導員が知的財産の創造に関与した場合

普及指導員が農業者等の知的財産の創造に関与した際に、その関与が発明の技術的思想の創作行為の一端を担った場合（特許権・実用新案権）や共同で新品種を育成した場合（育成者権）には、基本的には共同出願するのが適当であると考えられる。

都道府県では、普及指導員等が共同発明者等となる場合を想定し、職務発明規程等を整備しておくことが望ましい。

### < 基本的な考え方 >

これまで、普及指導員は、普及指導活動を通じ、農業現場での品種や技術・ノウハウ等の開発に農業者と一体になって取り組んできた。この結果、単なる指導や助言といった補助的な協力にとどまらず、新品種の育成や栽培技術の改良・開発を行ったり、資材メーカー等と共同で技術開発を行うといった知的財産の創造に直接関与する事例も見られるところである。

普及指導員が、農業者等の発明の技術的思想の創作行為の一端を担った場合（特許権・実用新案権）また、新品種を農業者等と共同で育成した場合には、基本的には、都道府県が農業者等との共同発明者等として、共同出願するのが適当と考えられる。

なお、このような場合に対応するため、都道府県では、普及指導員を含め都道府県職員が共同発明者等となる場合などを想定した職務発明規程を整備することが望まれる。

### < 留意事項 >

普及指導員が知的財産の創造に関与した場合には、以下の点に留意が必要である。

発明思想の創作自体に直接関係しない者、例えば、単なる管理者・補助者（発明者の指示に従い、単にデータをまとめた者や実験を行った者等）等は共同発明者とはならない。

関係者に、普及指導員の関与の程度について認識に差があれば、権利化の際にトラブルを招きかねないことから、共同研究や共同開発等を行う場合には、文書での取り決めをしておくことが望ましい。

普及指導員は、新品種の育成や技術の改良・開発に具体的に係わるのか、単なる補助的協力者として係わるのかを明確に区分し、対応する必要がある。さらに、発明又は育成に直接関わる場合、出願内容や持分割合、許諾方針等について事前に合意をしておくことが必要である。

## (2) 権利化しない知的財産の保護・活用

農業者の有する技術・ノウハウのうち権利化しないものについては、権利化せず秘匿あるいは公開することでメリットが生ずること等から積極的に権利化しないものと、要件を満たさないため、権利化できないものに大別される。

### 秘匿する場合

権利を取得しても権利侵害への対応が困難であり、実質的には技術・ノウハウを保護できない場合は、権利化を行わず、関係者以外には知られないように管理する方法(これを「秘匿」という。)をとることができる。秘匿する場合には、情報の厳格な管理が必要であり、また、他者が偶然同一の発明をした場合には他者に権利を取得されてしまう場合もある。

権利化するか秘匿するかは一長一短があるので、普及指導員は、権利化する場合と秘匿する場合のそれぞれのメリット・デメリットの説明を行った上で、留意点等について適切な助言に努めることが重要である。

### < 基本的な考え方 >

特許公報等の記載に従って簡単に実施できる技術・ノウハウは、他者に勝手にその技術・ノウハウを実施される恐れがある。また、開発した技術・ノウハウについて、生産物からその技術・ノウハウが使用されていたことを立証するなど権利侵害されていることを証明できなければ実質的には技術・ノウハウを保護できない場合が想定される。このような場合には、権利化を行わず、技術・ノウハウを関係者以外には内容を知られないように管理する方法(これを「秘匿」という。)を選択することができる。

秘匿して取り扱う場合には、情報の管理を厳格に行う必要があり、また、他者が偶然同一の発明をした場合には他者に権利を取得されてしまう場合もある。

権利化するか秘匿するかは一長一短があるので、発明者等は、その内容・性質、将来性、費用等を勘案してケースバイケースで判断する必要がある。

普及指導員は、まずは、発明者等に対し、権利化する場合と秘匿する場合、それぞれのメリット・デメリットの説明を行った上で、留意点等について適切な助言に努めることが重要である。

### < 留意点 >

秘匿を選択する際には以下の点に留意が必要である。

農業現場においては、比較的容易に技術・ノウハウの実践現場を見ることができると、長期間にわたって技術・ノウハウを秘匿し続けるのが困難な場合が多いことに注意が必要である。

秘匿する技術・ノウハウを他者に使わせる場合は、外部に漏れることがないように秘密保持のための措置を定め、技術使用契約を交わすなどの措置を講じることも必要である。

仮に同様の技術等を他者が特許申請し、これを取得した場合においても、先使用权が認められれば、当該特許の侵害には当たらないので、技術・ノウハウを秘匿する場合は、いつからどのような技術を使用しているかを証明する作業ノートや契約書等様々な文書を保存、作成しておくなど、先使用权への対応を考慮する必要がある。

#### 先使用権について

自分が発明した技術等について、実際に生産等で使っている場合には、他の者が同じ発明について、特許を取得した場合であっても、その発明を継続して実施する権利が認められている。

しかしながら、この権利が認められるためには、発明を行なった事実とその発明に基づいて事業を実施していることを証明できなければならない、発明に至る研究開発行為、発明の完成、事業の準備、事業の開始について実際に行なわれていたことを示す記録が必要となる。

#### 参考ホームページ

先使用権制度ガイドライン（事例集）

「先使用権制度の円滑な活用に向けて 戦略的なノウハウ管理のために 」

（ [http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\\_sonota/senshiyouken.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/senshiyouken.htm) ）

## 公知化する場合

自分が開発した技術・ノウハウを権利化せずに実施していると、他者が権利を取得し、損害賠償を請求される可能性もある。このため、秘匿する必要がない技術・ノウハウについては、学会発表や刊行物への掲載、インターネットでの公開等により、他者が権利を取得することができなくなる方法(これを「公知化」という。)をとることができるので、必要に応じ、検討する必要がある。

公知化により、当然特許権等が取得できなくなるので、普及指導員は、公知化することのメリット・デメリットについても情報提供に努める必要がある。

### < 基本的な考え方 >

自分が開発した技術・ノウハウを権利化せずに実施していると、他者が同じ内容の技術等を独自に開発して特許権・実用新案権を取得し、当該技術・ノウハウの使用について、権利侵害で訴えられる可能性がある。

こうした事態を防ぐため、秘匿する必要がない技術・ノウハウについては、学会発表や刊行物への掲載、インターネットでの公開等により、他者が権利を取得することができなくなる方法(これを「公知化」という。)をとることができるので、必要に応じ、検討することが必要である。

普及指導員は、公知化する場合のメリット・デメリットについて適切な情報提供に努めることが必要である。

### < 留意点 >

公知化してしまうと、その技術について特許権等を取得できなくなるばかりでなく、その後の関連特許の出願において拒絶理由の根拠として用いられてしまう可能性も否定できないため、発明者は公知化にあたっては慎重かつ計画的に対応する必要がある。



## 権利化できない技術・ノウハウ等の取扱いについて

権利化できない品種や技術・ノウハウのうち、地域の農業振興に有効なものについては、普及組織が中心となって情報の収集・取りまとめを行い、地域内での戦略的な活用を検討することも考えられる。

### < 基本的な考え方 >

育成者権を例にみると、区別性、均一性、安定性、未譲渡性、名称の適切性を満たしていないものは、新品種としての登録は困難である。

また、特許権を例にみると、新規性や進歩性がない場合などは、特許権の対象となる発明には該当しないので、特許権の取得は困難である。

こうした権利化できない品種や技術・ノウハウのうち、地域の農業振興に有効なものについては、普及組織が中心となって、育成した農業者等の了解も得つつ、情報の収集・取りまとめを行い、地域内での戦略的な活用を検討することが考えられる。

### < 留意点 >

権利化できない品種や技術・ノウハウ等を地域内で戦略的に活用する場合には、その取扱いについて、開発した農家の了解に基づき、地域の農家や関係機関の合意形成を図ることが重要であることから、普及組織が合意形成を広く図るための活動に努める必要がある。

### (3) 知的財産の取扱いに関し普及指導員が留意すべき事項

普及指導員が普及指導活動の中で取り扱う技術・ノウハウ等の中には権利化するもの、権利化しないものも含め知的財産として保護が必要な情報や種苗が含まれている場合があるので、知的財産の保護に留意して適切に取り扱うことが必要である。

このほか、普及指導活動において知り得た農業者の情報の取り扱いについては、組織的な判断と対応の下に、その内容や性質に応じた適切な管理がなされる必要がある。

#### < 基本的な考え方 >

普及指導員が普及指導活動の中で取り扱う技術・ノウハウ等の中には権利化するもの、権利化しないものも含め、知的財産として保護が必要な情報や種苗が含まれている場合があるので、知的財産の保護に留意して適切に取り扱うことが必要である。

このほか、普及指導活動において知り得た農業者の情報の取り扱いについては、組織的な判断と対応の下に、その内容や性質に応じた適切な管理がなされる必要がある。

#### < 具体的な留意点 >

普及指導員が、農業者から権利化を前提に相談された技術内容や知り得た農業者の秘匿中の技術・ノウハウについては、適切な情報管理を行うとともに、他者に漏らすことのないようにする必要がある。

また、品種については、特に出願公表前は、仮保護制度の恩恵を受けることができないので、適切な栽培管理を行い、種苗が流出することのないようにする必要がある。

さらに、技術・ノウハウとして確立していない創意工夫であっても、将来、知的財産として保護・活用し得る情報がある場合には、これを他者に漏らすことのないよう留意する必要がある。

## 4 育成者権を中心とした権利侵害の対応

### (1) 営農活動の中での農業者による権利侵害の未然防止

知的財産権に関する権利侵害を未然に防止するため、普及指導員は市町村、農業団体等と連携して、様々な機会をとらえ、知的財産権に関する権利侵害の未然防止に必要な知識の普及・啓発に取り組むことが重要である。

特に、育成者権については、正規に販売されている種苗を購入すること、育成者権者の許諾を得ずに種苗を増殖して譲渡しないこと等、法の遵守を徹底することが必要である。

#### <現状>

情報化・国際化の進展により、地域の戦略的作物やその栽培技術が海外に流出し、その収穫物が逆輸入され、育成者権が侵害されるだけでなく、産地にも重大な影響を及ぼす事例が発生している。

一方で、国内での登録品種の無断利用の発生・拡大も懸念されるところである。

また、農業への企業参入を契機に農業技術等の特許化や秘匿化の動きが進む中で、農業現場での意識ギャップにより意図せざる権利侵害が起こる可能性もある。

#### <今後の対応方向>

普及指導員は市町村、農業団体等と連携して、様々な機会をとらえ、知的財産権の侵害の未然防止に必要な知識の普及・啓発に取り組むことが重要である。

特に、育成者権については、正規に販売されている種苗を購入すること、育成者権者の許諾を得ずに種苗を増殖して譲渡しないこと等、種苗法や同法に基づく育成者権の内容について、法の遵守を徹底することが必要である。

なお、果樹の剪定枝が他人に譲渡され、それが種苗として無断で利用される事例や、新品種の活用を図るために設置された現地展示ほから種苗が無断増殖された事例もみられることから、権利侵害に対する関係者への注意喚起が必要である。

また、技術についても意図せざる侵害が起こらないよう、必要に応じて特許調査を行ったり、権利者からの許諾を受けていることを確認するなど、従来以上の留意が必要である。

#### 知的財産権を侵害する行為

特許権：第三者が特許権者から実施を許諾されていないにもかかわらず、業として特許を実施する行為

商標権：登録商標と同一の指定商品・指定役務に登録商標を使用する行為

指定商品・指定役務に同一もしくは類似する商品・役務に登録商標に類似する商標を使用する行為又は指定商品・指定役務に類似する商品・役務に登録商標を使用する行為

育成者権：第三者が育成者権者から許諾されていないにもかかわらず、業として登録品種等を利用（種苗の生産、譲渡、輸出入等の行為とそれらの行為の目的で保管する行為が該当する）する行為

(注)「業として」というのは、個人的あるいは家庭的な利用とはいえない場合が該当し、営利目的の有無は問わない。

また、反復継続するものである必要はなく、ただ1回の利用であっても「業として」の利用になり得る。

農業者による種苗の自家増殖の適切な取扱いについて

種苗法に基づく品種登録制度では、登録品種の種苗を利用（種苗を生産、販売、配布すること等）しようとする者は、育成者権を有する者の許諾を得て行うことが原則となっている。

しかしながら、稲の種籾等の一部を取り置き、次期作の種苗として利用することは、農業慣行として定着していることから、農業者の自家増殖行為（自己の経営用の種苗の生産）については、育成者権が及ばないとする例外規定が設けられている。

具体的には、農林水産省令で指定される栄養繁殖性の草花、観賞樹や、契約で禁止の定めがある場合を除き、農業者（農業生産法人を含む）が、適正に購入した登録品種の種苗を、自己の経営内で増殖し、種苗として利用することは、行為としては登録品種の生産に当たるが、育成者の許諾を得なくとも実施可能なものとされている。

一方、農業者が新品種の種籾を正規に購入し増殖した場合であっても、その種子を近隣の農家に譲り渡したり、販売したりすることは、種苗法上、育成者の許諾が必要な行為に該当する。

したがって、たとえば地域全体で、緊急的に新品種の利用拡大をしようとする等のケースでは、この2種類の行為が混在することが予想されることから、自家増殖と許諾の必要な種子生産の違いを明確にし、最終的な普及面積の目標や増殖手順等を明らかにした全体計画を作成したうえで、育成者権者と許諾利用について事前に申し合わせておくことが重要である。

#### < 省令で定める 81 種類の植物（自家増殖が禁止されている植物） >

アルストロメリア属、オドントグロッサム属、オンシジウム属、かすみそう属、カトレア属、ガーベラ属、カランコエ属、クレマチス属、ジゴカクタス属、シンビジウム属、セントポーリア属、チューリップ属、デンドロビウム属、なでしこ属、ペチュニア属、ペラルゴニウム属、ほうせんか属、かきつばた、カーネーション類、あじさい属、ばら属、ポインセチア種、しいたけ種、おもだか属、ししうど属（とうきを除く）、スマランサス属、せいようわさび属、パパイア属、まつぶさ属、マルビーギア属、アガスタケ属、アンゲロニア属、イソトマ属、いわだれそう属、ヴァーレンベルギア属、エオニウム属、エクサクム属、エボルブルス属、エリンギウム属、おりづるらん属、カリシア属、グラプトペタルム属、スカエウォラ属、スコパリア属、セネキオ属（シネラリアを除く）、ソリダゴ属、ソリダステル属、たつなみそう属、ちぢみざさ属、ディアスキア属、ディーフェンバキア属、ディサ属、とけいそう属、ノラナ属、はえとりぐさ属、ピデンス属、プラティア属、プレクトランツス属、ヘレボルス属、まるばびゆ属、まんねんぐさ属、ローマかみつれ属、らっきょうときいとらっきょうとの交雑種・らっきょうとやまらっきょうとの交雑種、アデニウム属、えごのき属、エルウァタミア属、きだちるりそう属、げっけいじゅ属、シンフォリカルポス属、セルリア属、たばこそう属、つた属、デイク属、ディジゴテカ属、ドゥランタ属、パキラ属、ひさかき属、ルクリア属、ゆすらうめ種、はなびらたけ種、ほんしめじ種

参考ホームページ

特許電子図書館

( <http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl> )

品種登録ホームページ

( <http://www.hinsyu.maff.go.jp/> )

知っておきたい特許契約の基礎知識

( <http://www.ryutu.inpit.go.jp/info/tebiki/index.html> )

## (2) 農業者の持つ権利の侵害が発生した場合の対応

知的財産権が侵害された場合の請求権の行使や刑事告訴等については、費用対効果等を考えて権利者自身が決めるべきものである。

権利侵害が発生した場合は、いずれの場合も権利者又は権利の専用利用権者が法律実務家（知的財産に精通した弁護士）への相談あるいは指導の下に対応を行うのが適切である。

普及組織は、侵害が発生したときに権利者等にできることは何かについて、基本的な知識を提供することが求められる。

### < 基本的な考え方 >

知的財産権の本質は、利用の独占である。

知的財産権の侵害者に対しては、刑事罰と民事上の措置がある。刑事罰は侵害行為が故意であった場合に適用される。また、民事上の措置として、請求権（侵害行為の差止請求権、侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権、信用回復措置請求権（謝罪広告の請求権） 不当利得返還請求権）が認められている。これを行行使することができるのは、権利者と権利の専用利用権者のみであり、侵害者に対する請求権の行使や刑事告訴等については、費用対効果を考えて、これらの者（以下「権利者等」という。）自身が決めることである。

### < 権利者等の対応 >

権利者等が、権利侵害に関する情報を得たときには、周辺情報を収集し、権利侵害の疑いが高まった場合には、法律実務家（知的財産に精通した弁護士）に相談することが望ましい。侵害状況の調査をどのように進めるか、権利侵害に該当するか否か、どのように警告を出すのか等について助言を得ることができる。また、育成者権侵害については、独立行政法人種苗管理センターに設置されている品種保護 G メンが相談窓口を設けており、具体的なアドバイスが受けられる。

### < 普及組織の対応 >

普及組織は、まずは、侵害が発生したときに権利者等は何ができるのかなどの基本的な知識を提供することが重要である。

また、普及組織は品種保護 G メン、弁理士、弁護士、都道府県担当部局、国等、専門家や関係機関と連絡・連携して対応できるような体制を整備しておくことが必要である。

なお、農林水産省では、平成 19 年度から、知的財産権に関する権利侵害に対して適切な対応を図るため、普及指導員が品種保護 G メン、国、関係機関と連絡・連携して対応できるよう普及指導員研修の内容を充実するとともに、社団法人全国農業改良普及支援協会の普及情報ネットワークシステムの中に知的財産に関する普及指導活動支援窓口や各地方農政局に知的財産の相談窓口が開設されているので、これらを積極的に活用することが重要である。

## 5 普及組織の取組推進のための体制整備

農業分野での知的財産の創造・活用・保護等の取組を加速化するためには、都道府県の行政、試験研究及び普及組織の連携強化や外部専門家との連携を含めた体制整備が重要である。

農業現場における知的財産の創造・保護・活用等に関する対応の方向性を定め、これに基づき普及組織としての対応を図るとともに、中心的な役割を担う普及指導員の配置、試験研究機関と連携した知的財産に関する対応部署の設置などを検討することが重要である。

### <基本的な考え方>

今後、技術力や情報収集、さらには関係機関との調整能力など普及指導員が有する様々な力が、農業者の知的財産に関する取組を実施する場合に大きな役割を果たすことが考えられる。都道府県へのアンケート調査においても、普及指導員の適切な指導により知的財産権の取得やこれを地域で共有して産地形成した事例なども生まれており、普及指導員の活動が重要である。

しかし、都道府県段階での知的財産に関する取組状況をみると、農業分野においては、産業財産権を中心とした商工部局に比べ、立ち遅れている面があると推察される。

農業現場における知的財産の創造・保護・活用に関してどのように対応するにかについて考え方を定め、これに基づき普及組織としてどのような対応を図るのかを検討することが望ましい。

一方、知的財産に関する取組は、普及指導員あるいは普及組織だけの活動で全てに対応することは基本的に困難である。

農業分野での知的財産の創造・保護・活用等の取組を加速化するためには、都道府県の行政、試験研究と普及組織の連携強化や外部専門家との連携を含めた体制整備が必要である。

農林水産省においては、地域における知的財産の概念の普及・啓発や利活用を促進するため、平成19年度から、普及指導員に対する知的財産の概念や利活用に関する専門研修を実施するとともに、知的財産に関する普及指導活動の支援窓口を設置したところであり、今後は、これらも活用しつつ、都道府県の実情に即した効果的な体制整備を進めていくことが重要である。

知的財産に関する基本的な知識は全普及指導員が持つことが重要である。また、普及組織として、現場での知的財産の創造・保護・活用に関する支援に関して中心的な役割を担う普及指導員の配置、試験研究機関と連携した知的財産に関する対応部署の設置などを検討することが重要である。

## 検 討 委 員

- 一 家 伴 安 茨城県農業総合センター 専門技術指導員
- 伊 藤 健 二 愛知県農業総合試験場企画普及部広域指導グループ 主任専門員
- 岩 元 明 久 (独)農業・食品産業技術総合研究機構 理事  
(~平成19年7月)
- 奥 野 彰 彦 園田・小林特許事務所 弁理士
- 澁 澤 栄 東京農工大学大学院共生科学技術研究院 教授
- 鈴 木 昭 二 (社)日本種苗協会 専務理事
- 竹 森 三 治 (独)農業・食品産業技術総合研究機構 理事  
(平成19年8月~)
- 田 中 章 雄 (株)ブランド総合研究所 取締役社長
- 矢羽田 第二郎 福岡県農業総合試験場企画情報部知的財産管理課 課長

印：座長  
敬称略、五十音順

## 検 討 経 過

- 7月 5日(木) 13:30~ 第1回検討会
- 10月15日(月) 13:30~ 第2回検討会
- 1月29日(火) 13:30~ 第3回検討会

